

令和4年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添1-1

(公正取引委員会4-①)

施策名	競争政策の普及啓発等 発注機関における入札談合の未然防止					
施策の概要	研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進する。					
達成すべき目標	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図ることによって、発注機関に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。					
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	8,685	9,072	8,591	7,658
		補正予算(b)	0	▲1,320	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	8,685	7,752		
執行額(千円)	4,782	5,646				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	令和4年5月20日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会施政方針演説					

測定指標	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施状況	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度～令和3年度	相当程度進展あり
		22,393人	26,162人	24,841人	別紙のとおり			
	年度ごとの目標値	20,000人						
	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加者の状況 ①理解度 ②有益度 ③研修参加後の職場内周知の予定 ④理解度テスト正答率	実績値					評価対象年度	達成
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	30年度～令和3年度	相当程度進展あり
①96.8%		①96.2%	①95.9%	別紙のとおり				
②95.8%		②95.5%	②94.9%					
③88.9%	③87.9%	③83.5%						
		④98.1%						
年度ごとの目標値	①90%以上 ②90%以上 ③85%以上							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、「研修参加後の職場内周知の予定」については(80%を超える水準で推移しつつも)令和元年度以降割合が低下している状況ではあるものの、「研修参加人数」、「理解度」、「有益度」及び「理解度テスト正答率」について高い水準を維持している点を考慮し、全体としては、本施策は、競争的な市場環境の創出という目標に対し、相当程度進展があったと考えられる。
	施策の分析	今後も、入札談合に関する経験、知見を有する公正取引委員会が、国(出先機関を含む。)、地方公共団体等の発注機関の職員に対する研修を実施し、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進し、発注機関職員のコンプライアンス意識の向上や知識の習得を通じて競争政策の定着を図ることが必要である。 また、発注機関の職員の入札談合等関与行為防止法への理解増進に寄与するため、研修資料とともに、動画による説明資料を作成して公正取引委員会ウェブサイトに掲載し、発注機関の職員が、常時かつ容易に入札談合等関与行為防止法の説明を聞くことができる環境を構築している。 測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、競争的な市場環境の創出のために必要かつ有効であり、また、その取組は効率的であったと評価できる。

不	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 競争的な市場環境の創出のため、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進のために必要かつ有効であり、効率的な取組であったと評価できる。そのため、令和2年度から設定している「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図る」という目標設定の考え方を維持し、引き続き推進していく。しかし、有効性の指標の1つである「研修参加後の職場内周知の予定」の結果について、令和元年度以降割合が低下していることに関し、録画配信の普及により受講者による職場内への周知の必要性が少なくなったことがその要因として考えられる。今後は、研修実施前に録画配信の予定について確認し、特に録画配信の予定がない場合には、研修資料の最後の方に職場での周知を促す、研修での説明の中で、職場での周知を参加者に求める時間を増やすなどにより、職場内周知に向けた働きかけを行うことが適当である。また、録画配信を行っている場合には職場内周知の必要性が減っていることも踏まえ、例えば、録画配信の予定がある場合には、主催者に対し積極的に録画視聴の推奨を行っているかどうか等を確認し、その回答内容を指標として活用する、録画配信の予定がない場合には、引き続き受講者に対するアンケートの中で職場内周知の予定についての設問を設け、その回答を指標として用いるなど、設問設定の在り方等について検討を行う必要がある。</p>
---	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○ 研修の参加者の理解度等について、アンケートの回答をWeb会議の場合と対面の場合とでクロス集計するなどして、より有効な実施手法が何か分析してはどうか。(小林委員)</p> <p>(研修によっては、対面とWeb会議が併用されており、提出されたアンケートを見てどちらの方法で受講したかを確認できない場合もあり、正確な集計が難しい面はあるが、本局開催分のうち、Web会議のみで受講したことが明らかな講習会の理解度等に関するアンケートを集計して対比したところ、全体の結果と余り変わらない結果が出た旨回答し、実績評価書の「5. 施策の実施状況」の該当部分に当該結果を追記した。)</p> <p>○ 研修の内容を職場内で周知してもらうことが重要なのであれば、周知用のメールの文面も事前に作って例示するなど、動作指示を明確化して、参加者に伝えることが重要である。(小林委員)</p> <p>(研修の中で口頭で伝えているところではあるが、伝え方については、工夫していきたい旨回答した。)</p> <p>○ 研修の様子を収録して、後日、受講者が視聴する場合があるとのことであるが、後日視聴する場合は双方向性に課題があるので、収録した動画を視聴した方からの質問にも対応できると、視聴者の理解が深まるのではないかと。(多田委員)</p> <p>(研修の収録の中で、質問があればメールを送っていただきたい旨を伝えている旨回答した。)</p> <p>○ 実績評価書の「6(1)イ 入札談合事件及び発注機関職員が入札談合に関与する事件が跡を絶たない理由」に「研修を過去3年間に実施しているのは「国の機関」で52.0%、「人口5万人未満の地方公共団体」では4.8%にとどまっている」との記載がある。原則としては、発注機関は研修を実施しなければならないものだと思うので、研修を実施している発注機関名を公表するなどして、研修を実施していないところに自発的に研修を実施してもらうことを促すような取組を行ってはどうか。(池谷委員)</p> <p>(前回の実態調査は、平成30年に実施したもので、今後、実態把握も踏まえ検討していきたい旨回答した。)</p> <p>○ 表6に理解度テストの正答率が記載されているが、正答率が高すぎる。今後には生かすためにはテストの内容を工夫し、内容を理解してもらえていないところを探したり、より深く理解してもらう分野を確認するためのツールとして活用すべき。(南島委員)</p> <p>(最近の試行的な取組として、研修の実施前後に理解度テストを実施し、その結果の差を見るといったことは行っているが、テストの内容についても今後検討していく旨回答した。)</p> <p>○ テストの内容にも関わってくるのかもしれないが、明らかに違反だと分かるような事例よりは、実務の中でうっかりやっしまいそうなグレーな事例をなるべく出した方がよいと思う。(中村委員)</p> <p>(事例は、過去に当委員会が違反として扱った事例が多いので、受講者に考えてもらえるような事例を入れることを検討したい旨回答した。)</p> <p>○ 研修の開催回数は減っているものの、参加人数はコロナ前の数値に戻ってきているとの説明があったが、表2の令和3年度の地域ごとの参加人数を見ると、まだコロナ前の数値に戻っていない地域も見受けられる。この原因の分析は行っているのか。(中村委員)</p> <p>(各地域におけるWeb会議への対応状況も一因としてあると思うが、他に原因があるかどうかについては今後分析したい旨回答した。)</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	経済取引局	作成責任者名 (※記入は任意)	経済取引局総務課長 深町 正徳	政策評価実施時期	令和4年4月～7月
-------	-------	--------------------	--------------------	----------	-----------

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上	—	—	—	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上に努めた。	以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上に努めた。
	① 参加人数[22,393人]	① 同左[26,162人]	① 同左[24,841人]	① 同左[15,993人]	① 同左[26,623人]
	② 理解度[96.8%](注1)	② 同左[96.2%]	② 同左[95.9%]	② 同左[95.5%]	② 同左[95.5%]
	③ 有益度[95.8%](注2)	③ 同左[95.5%]	③ 同左[94.9%]	③ 同左[95.5%]	③ 同左[94.6%]
	研修参加後の職場内周知の予定[88.9%](注3)	④ 同左[87.9%]	④ 同左[83.5%]	④ 同左[84.2%]	④ 同左[81.1%]
⑤ 理解度テスト正答率[—](注4)	⑤ 同左[—]	⑤ 同左[98.1%]	⑤ 同左[98.2%]	⑤ 同左[98.3%]	
年度ごとの目標値	—			発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図る。	

(注1) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。

(注3) アンケート(「研修会を実施する」、「上司に報告する」、「同僚・部下に報告する」、「研修資料を回覧する」、「周知する予定はない」、「その他」から複数回答可。)において、「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。

(注4) 理解度テスト正答率については、研修後に実施した理解度テストの平均正答率を記載。公取委主催研修及び講師派遣先から要望のあった研修で理解度テストを実施(関東甲信越ブロックのみ)。

実績評価書資料

担当課 経済取引局総務課

1. 評価対象施策

競争政策の普及啓発等
発注機関における入札談合の未然防止

【具体的内容】

研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図ることによって、発注機関に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。

3. 評価の実施時期

令和4年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、競争的な市場環境を創出するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、競争的な市場環境を創出するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

公正取引委員会は、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援するため、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）等に係る研修会を主催しているほか、全国の発注機関に講師を派遣するなどして、発注機関の職員を対象に、入札談合等関与行為防止法等に係る研修を実施している。

平成30年度ないし令和3年度における研修の実施回数及び参加人数は、表1のとおりであり、公正取引委員会の担当事務所等ごとの実施回数及び参加人数は表2のとおりである。また、入札談合等関与行為防止法等に係る研修の参加者に対するアンケート調査結果は、表3ないし表6のとおりである。

表 1 入札談合等関与行為防止法等に係る研修会の実施回数及び参加人数

評価対象期間の実績値			
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
333 回 (26,162 人)	336 回 (24,841 人)	158 回 (15,993 人)	217 回 (26,623 人)

表 2 入札談合等関与行為防止法等に係る研修の主な参加者等

公正取引委員会に おける担当事務所等	実施回数及び参加人数			
	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
本局	86 回 (9,594 人)	85 回 (8,802 人)	40 回 (8,936 人)	61 回 (12,827 人)
北海道事務所	20 回 (998 人)	19 回 (833 人)	14 回 (415 人)	13 回 (1,062 人)
東北事務所	41 回 (3,151 人)	43 回 (2,431 人)	17 回 (1,386 人)	21 回 (1,738 人)
中部事務所	51 回 (3,432 人)	50 回 (3,151 人)	23 回 (992 人)	35 回 (2,541 人)
近畿中国四国事務所	39 回 (3,137 人)	35 回 (2,801 人)	16 回 (1,095 人)	24 回 (2,318 人)
中国支所	21 回 (1,275 人)	25 回 (1,930 人)	9 回 (508 人)	14 回 (648 人)
四国支所	21 回 (1,885 人)	22 回 (1,737 人)	8 回 (1,224 人)	19 回 (3,372 人)
九州事務所	47 回 (2,286 人)	48 回 (2,854 人)	25 回 (1,048 人)	25 回 (1,781 人)
沖縄公正取引室	7 回 (404 人)	9 回 (302 人)	6 回 (389 人)	5 回 (336 人)
合計	333 回 (26,162 人)	336 回 (24,841 人)	158 回 (15,993 人)	217 回 (26,623 人)

表 3 研修後のアンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合（理解度）

評価対象期間の実績値			
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
96.2%	95.9%	95.5%	95.5%

表4 研修後のアンケートにおいて、研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合（有益度）

評価対象期間の実績値			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
95.5%	94.9%	95.5%	94.6%

表5 研修参加後に研修の内容を職場において周知するか（複数回答可）

評価対象期間の実績値			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
87.9%	83.5%	84.2%	81.1%

※ 「職場で講習会を実施」、「上司に報告」、「同僚・部下に報告」、「資料回覧」すると回答した参加者の割合

表6 研修後に実施した理解度テストの正答率

評価対象期間の実績値			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
—	98.1%	98.2%	98.3%

※ 理解度テストは、令和元年度から実施した取組である。公取委主催研修及び講師派遣先から要望のあった研修で実施（関東甲信越ブロックのみ）。

なお、アンケート調査結果のうち、オンライン参加者分の回答を抽出した場合に、理解度等に差異が見られるかについて分析を試みたが、研修によっては、対面とオンラインが併用されており、提出されたアンケートを見てどちらの方法で受講したかを確認できない場合も多く、回答全体を正確に分析することは困難であった。そこで、令和3年度に本局で開催した研修のうち、全受講者がオンラインで受講したことが明らかな16回分の回答を集計して対比したところ、結果は下表のとおりであり、全体の結果と比べ著しい差異は見られなかった。

	全体 (令和3年度)	オンライン参加	差異
理解度（表3）	95.5%	92.0%	-3.5%
有益度（表4）	94.6%	92.9%	-1.7%
職場内周知（表5）	81.1%	81.0%	-0.1%

6. 評価

(1) 必要性

ア 入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求

入札談合は、独占禁止法が禁止するカルテルの典型事例であり、最も悪質な独占禁止法違反行為の1つである。また、入札談合は、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するものであり、特に発注者が国や地方公共団体の場合には、予算の適正な執行を阻害し、納税者である国民の利益を損ねる行為ともなる。それにもかかわらず、入札談合事件は依然として跡を絶たず、中には、発注機関職員が関与する、いわゆる「官製談合」事件も見受けられる。

官製談合に対し、発注機関による組織的な対応を求め、その再発を防止するため、平成14年7月24日に「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が制定（平成15年1月6日施行）され、その後、平成18年12月8日には発注機関の職員による入札等の妨害の罪の創設等を内容とする改正が行われ、法律名も「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」と改正されている（平成19年3月14日施行）。

公正取引委員会は、入札談合等関与行為防止法で規定する入札談合等関与行為があると認められた場合には、発注機関の長等に対し、当該行為の排除のために必要な改善措置を要求することができる。

公正取引委員会は、入札談合等関与行為防止法に基づき、これまでに、北海道岩見沢市、新潟市、旧日本道路公団、国土交通省（水門設備工事、車両管理業務及び土木工事の3件）、札幌市、防衛省、青森市、茨城県、鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び東京都の延べ12名に対して改善措置要求を行っている。

表7 最近の改善措置要求事例

事例	関与行為	改善措置要求
鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札参加業者らによる入札談合事件（H26.3.19）	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道・運輸機構）発注の融雪・消雪基地機械設備工事の入札前に、未公表情報である予定価格を、特定の入札参加業者に教示	・平成26年3月、鉄道・運輸機構理事長に対し改善措置を要求 ・平成26年9月、鉄道・運輸機構が改善措置を報告

東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者による談合事件 (R1. 7. 11)	浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせにおいて、参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年7月、東京都知事に対し改善措置を要求 ・令和元年12月、東京都知事が改善措置を報告
---	--	---

イ 入札談合事件及び発注機関職員が入札談合に関与する事件が跡を絶たない理由

公正取引委員会は、発注機関における入札談合等防止のための取組について調査を実施している。平成30年6月に公表した「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」によると、

- ・ 例えば、発注担当職員が官製談合事件に関わることがないように特に注意すべき事項等を整理した発注担当者職員向けのマニュアルについて、「国の機関」及び「都道府県又は政令指定都市」でもマニュアルを作成している割合が半数に満たない（より規模の小さい地方公共団体では更に低い）程度にとどまっていること
- ・ 入札談合等関与行為防止法の研修を過去3年間に実施しているのは「国の機関」で52.0%、「人口5万人未満の地方公共団体」では4.8%にとどまっていること
- ・ 入札に参加する事業者等にOBが再就職している発注機関の中で、官製談合の未然防止の観点から取組を行っている割合が、「国の機関」で16.7%、「人口5万人未満の地方公共団体」で12.3%にとどまっていること

などが原因と考えられる。

入札談合の排除や未然防止を徹底するためには、発注機関における入札制度改革等の取組のほか、入札談合に関与しないように発注機関・職員の法令遵守に係る意識向上や体制面の整備等が不可欠である。

今後も、入札談合に関する経験、知見を有する公正取引委員会が、国（出先機関を含む。）、地方公共団体等の発注機関の職員に対する研修を実施し、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進し、発注機関職員のコンプライアンス意識の向上や知識の習得を通じて競争政策の定着を図ることが必要である。

(2) 有効性

入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修を実施することで、

発注機関の職員の入札談合等防止に係る理解が促進し、その意識・取引内容の向上につながることは、競争的な市場環境を創出することとなると考えられることから、当該研修の参加人数、研修参加者の理解度、有益度、研修参加者の職場内周知の予定の度合いを指標として設定し、効果を測定した。

ア 入札談合等関与行為防止法等に係る研修の実施回数及び参加人数

表1のとおり、令和3年度は217回（26,623人）、令和2年度は158回（15,993人）、令和元年度は336回（24,841人）、平成30年度は333回（26,162人）と推移している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少したものの、令和3年度は令和2年度の数字を上回り、コロナ禍前（令和元年度）の水準に戻りつつある。

イ 入札談合等関与行為防止法等についての理解度

表3のとおり、研修への出席により入札談合等関与行為防止法等についての理解が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合は、令和3年度は95.5%、令和2年度は95.5%、令和元年度は95.9%、平成30年度は96.2%となっており、各年度において「90%」を超える高い水準で推移している。また、表6のとおり、研修後に実施した理解度テストの正答率をみると、その平均正答率は、令和3年度で98.3%、令和2年度で98.2%、令和元年度で98.1%とこの点でも各年度において「90%」を超える高い水準で推移している。

ウ 研修の有益度

表4のとおり、研修の内容は入札談合等の未然防止を含む今後の業務に「役立つと思う」又は「多少役立つと思う」と回答した参加者の割合は、令和3年度は94.6%、令和2年度は95.5%、令和元年度は94.9%、平成30年度は95.5%となっており、この点でも、各年度において「90%」を超える高い水準で推移している。

エ 研修資料等へのアクセス環境

研修では、「入札談合の防止に向けて」と題する資料を配布して説明を行っているところ、同資料は、入札談合に関する法令や法執行手続等を網羅的に含んでいるほか、過去の事例を多数掲載している。参加者は研修後もいつでも同資料を参照することができるほか、研修を受けた職員が同資料を用いて研修に参加できなかった職員に対して説明することができるなど、同資料は、発注機関の職員の理解増進に寄与している。

また、同資料は、公正取引委員会ウェブサイトにもPDFファイルを掲載しダウンロードできるようになっている。さらに、令和3年3月には、入札談合等関与行為防止法に係る研修用動画を作成し、同月から、掲載を開始することで、発注機関の職員が容易に入札談合等関与行為防止法の説明を聞くことができる環境を構築している。

なお、公正取引委員会ウェブサイトの「入札談合の防止に向けて」と題する資料掲載ページへのアクセス回数は、令和3年度は8,095件、令和2年度は8,987件、令和元年度は7,485件、平成30年度は9,989件と推移している。また、令和3年度から掲載を開始した入札談合等関与行為防止法に係る説明動画のアクセス件数は3,309件となっている。

オ 職場内への周知

アンケート調査結果によれば、表5のとおり、研修を受けた後、「職場で講習会を実施」、「上司に報告」、「同僚・部下に報告」、「資料回覧」すること等としている参加者の割合は、令和3年度は81.1%、令和2年度は84.2%、令和元年度は83.5%、平成30年度は87.9%となっており、80%を超える水準で推移している。

なお、令和元年度以降割合が低下している要因としては、Web会議方式の利用拡大により、遠隔地（事務所、支所、出張所等）の職員も同時にオンライン参加ができるようになったことや、Web会議方式で配信した内容の録画配信により、職場内の関係職員等が後日受講する環境が整備されたことで、受講者による職場内への周知の必要性が少なくなったことが考えられる。また、Web会議方式ではなく対面方式で研修を実施している場合においても、新型コロナウイルスへの感染防止のため会場に多くの職員を集めることができないことから、研修を録画し研修に参加できなかった職員に配信するといった取組が進んでいる実態にあり、受講者による職場内への周知の必要性が少なくなったことが考えられる。

以上、ア～オの結果を踏まえると、発注機関の職員に対して実施している入札談合等関与行為防止法等に係る研修は、アのとおり、研修の参加人数は、令和3年度において、令和元年度に比しても増加しており、また、イのとおり、当該発注機関の職員における入札談合等関与行為防止法等の理解を促進し、さらに、ウのとおり、入札談合等防止に係る意識を向上させていると考えられる。オについては、80%を超える受講者が職場内への周知を行うとしており、Web会議方式の利用拡大等や、エの関連するウェブサイトへのアクセス状況が高水準となっていることを合わせると、職場内への取組内容の周知、理解増進にも資するものであったと考えられる。これらを踏まえると、本件取組は、発注機関に対して競争政策の定着を図り、競争的な市場環境を創出するために有効であると評価できると考える。

(3) 効率性

ア 研修の参加人数

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、多くの発注機関で研修

実施が困難となっていた状況を踏まえ、令和2年度以降はWeb会議方式を利用した研修を実施している。また、Web会議方式で配信した内容を一定期間、後日録画で視聴して受講することも可能となっている。これにより、遠隔地（事務所、支所、出張所等）からのオンライン参加や、後日録画を視聴することによる受講が可能となり、参加人数増加の要因ともなっていると考えられる。

研修1回当たりの参加人数でも、令和3年度122.7人、令和2年度101.2人、令和元年度73.9人、平成30年度は78.5人と直近2年度で増加傾向にあり、本格的にWeb会議方式を利用した研修を実施するようになった令和2年度以降と、それ以前の時期を比較すると増加傾向がみられる。

イ 研修参加者の範囲等

研修を実施する際に当たっては、主催者である発注機関に対し、契約担当者だけでなく発注担当者やコンプライアンス担当部局の職員等にも出席を依頼すること、同一地域における複数出先機関の集約開催や遠隔地とのTV会議システム活用等の取組などにより、発注機関内で発注等の関係する業務に従事する職員が受講するように働きかけ、発注機関全体で、理解が共有されるように努めている。

以上、ア及びイを踏まえると、アのとおり、研修1回当たりの参加人数は、Web会議方式を本格的に導入した令和2年度以降増加しており、また、イのとおり、関係する業務に従事する職員に幅広く受講するように働きかけていることを踏まえると、本件取組は、効率的かつ効果的な取組となっていると考えられる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分

相当程度進展あり

(1) 判断根拠

測定指標のうち、「研修参加後の職場内周知の予定」については（80%を超える水準で推移しつつも）令和元年度以降割合が低下している状況ではあるものの、「研修参加人数」、「理解度」、「有益度」及び「理解度テスト正答率」について高い水準を維持している点を考慮し、全体としては、本施策は、競争的な市場環境の創出という目標に対し、相当程度進展があったと考えられる。

イ 施策の分析

今後も、入札談合に関する経験、知見を有する公正取引委員会が、国（出先機関を含む。）、地方公共団体等の発注機関の職員に対する研修を実施し、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進し、発注機関職員のコンプライアンス意識の向上や知識の習得を通じて競争政策の定着を図ることが必要である。

また、発注機関の職員の入札談合等関与行為防止法への理解増進に寄与するため、研修資料とともに、動画による説明資料を作成して公正取引委員会ウェブサイトに掲載し、発注機関の職員が、常時かつ容易に入札談合等関与行為防止法の説明を聞くことができる環境を構築している。

測定指標全体を通じて評価すれば、上記(1)~(3)のとおり、本件取組は、競争的な市場環境の創出のために必要かつ有効であり、また、その取組は効率的であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(ア) 施策

競争的な市場環境の創出のため、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

(イ) 測定指標

本件取組は、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進のために必要かつ有効であり、効率的な取組であったと評価できる。そのため、令和2年度から設定している「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図る」という目標設定の考え方を維持し、引き続き推進していく。

しかし、有効性の指標の1つである「研修参加後の職場内周知の予定」の結果について、令和元年度以降割合が低下していることに関し、録画配信の普及により受講者による職場内への周知の必要性が少なくなったことがその要因として考えられる。今後は、研修実施前に録画配信の予定について確認し、特に録画配信の予定がない場合には、研修資料の最後の方に職場での周知を促す、研修での説明の中で、職場での周知を参加者に求める時間を増やすなどにより、職場内周知に向けた働きかけを行うことが適当である。また、録画配信を行っている場合には職場内周知の必要性が減じていること等も踏まえ、例えば、録画配信の予定がある場合には、主催者に対し積極的に録画視聴の推奨を行っているかどうか等を確認し、その回答内容を指標として活用する、録画配信の予定がない場合には、引き続き受講者に対するアンケートの中で職場内周知の予定についての設問を設け、その回答を指標として用いるなど、設問設定の在り方等について検討を行う必要がある。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 研修の参加者の理解度等について、アンケートの回答をWeb会議の場合と対面の場合とでクロス集計するなどして、より有効な実施手法が何か分析してはどうか。</p> <p>(研修によっては、対面とWeb会議が併用されており、提出されたアンケートを見てどちらの方法で受講したかを確認できない場合もあり、正確な集計が難しい面はあるが、本局開催分のうち、Web会議のみで受講したことが明らかな講習会の理解度等に関するアンケートを集計して対比したところ、全体の結果と余り変わらない結果が出た旨回答し、実績評価書の「5. 施策の実施状況」の該当部分に当該結果を追記した。)</p> <p>○ 研修の内容を職場内で周知してもらうことが重要なのであれば、周知用のメールの文面も事前に作って例示するなど、動作指示を明確化して、参加者に伝えることが重要である。</p> <p>(研修の中で口頭で伝えているところではあるが、伝え方については、工夫していきたい旨回答した。)</p>	<p>小林委員</p>
<p>○ 研修の様子を収録して、後日、受講者が視聴する可能性があるとのことであるが、後日視聴する場合は双方向性に課題があるので、収録した動画を視聴した方からの質問にも対応できると、視聴者の理解が深まるのではないか。</p> <p>(研修の収録の中で、質問があればメールを送っていただきたい旨を伝えている旨回答した。)</p>	<p>多田委員</p>
<p>○ 実績評価書の「6(1)イ 入札談合事件及び発注機関職員が入札談合に関与する事件が跡を絶たない理由」に「研修を過去3年間に実施しているのは「国の機関」で52.0%、「人口5万人未満の地方公共団体」では4.8%にとどまっている」との記載がある。原則としては、発注機関は研修を実施しなければならないものだと思うので、研修を実施している発注機関名を公表するなどして、研修を実施していないところに自発的に研修を実施してもらうことを促すような取組を行ってはどうか。</p>	<p>池谷委員</p>

<p>(前回の実態調査は、平成 30 年に実施したものなので、今後、実態把握も踏まえ検討していきたい旨回答した。)</p>	
<p>○ 表 6 に理解度テストの正答率が記載されているが、正答率が高すぎる。今後に生かすためにはテストの内容を工夫し、内容を理解してもらえていないところを探したり、より深く理解してもらおう分野を確認するためのツールとして活用すべき。</p> <p>(最近の試行的な取組として、研修の実施前後に理解度テストを実施し、その結果の差を見るといったことは行っているが、テストの内容についても今後検討していく旨回答した。)</p>	南島委員
<p>○ テストの内容にも関わってくるのかもしれないが、明らかに違反だと分かるような事例よりは、実務の中でうっかりやってしまいそうなグレーな事例をなるべく出した方がよいと思う。</p> <p>(事例は、過去に当委員会が違反として扱った事例が多いので、受講者に考えてもらえるような事例を入れることを検討したい旨回答した。)</p> <p>○ 研修の開催回数は減っているものの、参加人数はコロナ前の数値に戻ってきているとの説明があったが、表 2 の令和 3 年度の地域ごとの参加人数を見ると、まだコロナ前の数値に戻っていない地域も見受けられる。この原因の分析は行っているのか。</p> <p>(各地域における Web 会議への対応状況も一因としてあると思うが、他に原因があるかどうかについては今後分析したい旨回答した。)</p>	中村委員